

入湯税特別徴収の手引き

栃木県那須町

入湯税の申告についてのお問い合わせ・申告書の提出先

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙 3 番地 13

那須町 税務課 庶務諸税係

電話：0287-72-6936

ファックス：0287-72-0904

メールアドレス：zeimu@town.nasu.lg.jp

はじめに

入湯税は、鉱泉浴場を利用する入湯客にご負担いただく税金です。
また、地方税法及び那須町税条例の規定により、入湯税は「特別徴収によること」とされているため、鉱泉浴場の経営者は特別徴収義務者として入湯客から入湯税を徴収し、毎月町に申告納入する必要があります。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解をいただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

目 次

1	入湯税の概要	1
2	納税義務者	2
3	課税免除	2
4	税率	3
5	徴収の方法	3
6	特別徴収義務者	3
7	特別徴収義務者の経営申告等	3
8	特別徴収の手続き	4
9	延滞金、加算金	5
10	帳簿の記載及び保存	6
11	入湯税に関する調査	6
12	各種様式	7～13

1 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他の消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場（温泉施設）における入湯に対し、入湯客に課税されます。

<制度の概要>

鉱泉浴場	鉱泉浴場とは、原則として、温泉法に規定する「温泉」を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは温泉法により「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。 なお、温泉を外から運んできて利用する浴場、いわゆる「運び湯」による鉱泉浴場も入湯税の対象になります。
入湯税の納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
入湯税の課税を免除される人	(1) 年齢 12 歳未満の人 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する人 (3) 対象となる学校行事に参加する児童、生徒、学生及び引率者（※証明書の提出必要）
入湯税の税率	(1) 宿泊客 1 人 1 泊 150 円 (2) 日帰り客 1 人 1 日 50 円
徴収の方法	特別徴収（地方公共団体以外の者が、地方公共団体に代わって地方税を徴収する）の方法によります。
特別徴収義務者	鉱泉浴場を経営する経営者
特別徴収義務者の申告等	(1) 鉱泉浴場を経営しようとするときは、経営開始の日の前日までに、必要な事項を記入した「鉱泉浴場開始申告書」を提出してください。 (2) 提出した申告書の事項に変更があったときは、その旨を記載した「鉱泉浴場経営変更届出書」を直ちに提出してください。 (3) 鉱泉浴場経営を廃止しようとするときは、必要な事項を記入した「鉱泉浴場経営廃止届出書」を提出してください。

特別徴収の方法	鉱泉浴場経営者（特別徴収義務者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに納入申告書を提出し、納入金（入湯客から徴収した入湯税）を納入してください。
帳簿記帳義務等	特別徴収義務者は、毎日の入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存することが条例で義務付けられていますが、可能な限り5年間保存してください。

2 納税義務者

温泉を外から運んできて利用する、いわゆる「運び湯」による鉱泉浴場を利用した人も、入湯税の課税対象となります。

3 課税免除

- (1) 年齢 12 歳未満の人
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する人
「共同浴場」とは、業として経営される浴場ではないもので、寮、社宅、療養所等に付設された日常の用に供されるものをいいます。
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の児童、生徒、学生及び引率者で、当該学校が主催する修学旅行その他の学習指導要領上の学校行事と認められ、学校又は学年単位で実施されるものに参加する人。
引率者には、教員のほか、学校長が当該の行事への参加が必要と認める介助者、看護師等を含みます。

※この事由による免除を受ける場合、「入湯税免除申請書」（特別徴収義務者作成）及び「那須町入湯税課税免除に係る証明書」（学校長作成）を提出してください。証明書は学校長が事前に作成し、利用日当日に提出することを案内してください。

4 税率

(1) 宿泊客 1人1泊 150円

(2) 日帰り客 1人1日 50円

同一の鉱泉浴場であれば入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき入湯税が課税されます。

複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

5 徴収の方法

入湯税は、特別徴収（地方公共団体以外の者が、地方公共団体に代わって地方税を徴収する）の方法によって徴収します。

6 特別徴収義務者

入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者です。

7 特別徴収義務者の経営申告等

(1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営開始日の前日までに申告してください。

<提出する書類>

- ・ 鉱泉浴場経営開始申告書
- ・ 温泉利用許可証の写し
- ・ 公衆浴場営業許可証の写し

(2) 提出した申告書の事項に変更があったとき

経営されている方や経営の内容など、申告した内容に変更があった場合は直ちに届出してください。

<提出する書類>

- ・ 鉱泉浴場経営変更届出書
- ・ 経営者が変更の場合は会社の登記簿謄本の写し

(3) 鉱泉浴場経営を廃止しようとするとき

<提出する書類>

鉱泉浴場経営を廃止しようとするときは、直ちに届出してください。

・ 鉱泉浴場経営廃止届出書

8 特別徴収の手続き

(1) 納入申告書の提出

特別徴収義務者は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月末日までに、前月1日から末日までの入湯客数、徴収した税額その他必要事項を記載した「入湯税納入申告書」を提出してください。

※入湯税納入申告書の電子申告も可能です。電子申告を開始するにはインターネットの環境設定や電子証明書の準備が必要となります。詳しくは eLTAX ホームページをご確認ください。

(2) 入湯税の納入

特別徴収義務者は、毎月末日までに前月徴収分の入湯税を納入してください。納入は金融機関での納入書納付、電子納付または口座振込が可能です。電子納付については、eLTAX ホームページをご確認ください。

<納入場所>

那須町役場 本庁・支所
足利銀行 本店・支店(出張所)
栃木銀行 本店・支店(出張所)
福島銀行 本店・支店(出張所)
大田原信用金庫 本店・支店
白河信用金庫 本店・支店(出張所)
那須信用組合 本店・支店(出張所)
那須野農業協同組合 本店・支店(出張所)

<口座振込>

振込の場合は、
口座番号：足利銀行 黒田原支店（普通口座）口座番号 714
口座名義：ナスマチカイケイカンリシャ
那須町会計管理者 お願いします。

※宿泊税に設けられている3ヶ月ごとの申告納入特例は、入湯税にはありません。

9 延滞金、加算金

申告期限までに申告がない場合や納期限までに入湯税が納入されない場合等には、延滞金又は加算金が課されることがあります。

(1) 延滞金（地方税法第 701 条の 11、同法附則第 3 条の 2）

納期限に納入されない場合は、次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

① 納期限の翌日から 1 月を経過する日まで

延滞金特例基準割合に 1%を加算した割合か、年 7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

② ①の翌日以降

延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合か、年 14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

※延滞金特例基準割合：銀行の短期貸出約定金利をもとにして財務大臣が告示する割合+1%

(2) 加算金（地方税法第 701 条の 12、同法第 701 条の 13）

申告納期限までに申告納入がない場合や、過少申告をした場合等は、延滞金の他に加算金が課されます。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正した場合 (同法第 701 条の 12 第 1 項)	不足金額×10% (不足金額のうち、期限までに申告した税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分については 5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため決定した場合 (同法第 701 条の 12 第 2 項第 1 号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50 万円を超え 300 万円以下の部分は 20%、300 万円を超える部分は 30%) (同法第 701 条の 12 第 3 項、第 4 項)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (同法第 701 条の 12 第 2 項第 2 号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (同法第 701 条の 12 第 2 項第 3 号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (同法第 701 条の 12 第 6 項)	納入すべき税額×5%

重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (同法第 701 条の 13 第 1 項)	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿などによって故意に税額を免れようとしたとき (同法第 701 条の 13 第 2 項)	納入すべき税額×40%
加算金の加重措置	下記に該当する場合 ・申告書の期限後提出又は更正・決定があった日の前日から 5 年以内に、入湯税について不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合(同法 701 条の 12 第 5 項第 1 号、同法第 701 条の 13 第 3 項 1 号) ・期限後申告等に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、一定の不申告加算金等を徴収されたことがある場合等 (同法第 701 条の 12 第 5 項第 2 号、同法第 701 条の 13 第 3 項第 2 号)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く。)

10 帳簿の記載及び保存

特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金、入湯税額を帳簿に記載し、その記載の日から 1 年間保存しなければならないと定められていますが、更正等が生じる場合も考慮し、帳簿は可能な限り 5 年間保存してください。

11 入湯税に関する調査

入湯税の適正かつ公平な課税及び税負担を図る観点から、入湯税に関する調査を行うことがあります。また、関係する資料の提示をお願いすることがあります。

12 各種様式

(1)入湯税納入申告書

入 湯 税 納 入 申 告 書				特別徴収 義務者番号		※第		号					
年 月 日 那 須 町 長 様 特別徴収義務者 氏 名 那須町税条例第145条第3項の規定により、下記のとおり入湯税の納入について申告します。													
営業の種類				称 号									
営業所所在地				営業主住所氏名									
課 税 標 準		50円のもの(日帰り)		人		円		合計		人			
		150円のもの(宿 泊)		人		円				円			
年 月 分入湯税納入明細													
日	50円のもの	150円のもの	日	50円のもの	150円のもの	日	50円のもの	150円のもの					
1	人	人	11	人	人	21	人	人					
2			12			22							
3			13			23							
4			14			24							
5			15			25							
6			16			26							
7			17			27							
8			18			28							
9			19			29							
10			20			30							
計			計			31							
課税免除		年齢12歳未満のもの		日帰り 宿泊		人		対象となる学校行事の 参加者等		日帰り 宿泊		人	
		共同浴場又は一般公衆 浴場に入湯するもの		日帰り 宿泊		人		計		日帰り 宿泊		人	

(2) 納入書及び納入済通知書

1枚目

町 税

納入書及び納入済通知書

第 号	住(居)所 (所在地) 氏名(名称)
年度	
入 湯 税	納
年 月 分	
税 額	円
延 滞 金 額	
過 少 不 申告加算金額	
重加算金額	
合 計	
納 期 限	令和 年 月 日
摘 要	申 告、更 正、決 定
納入場所 那須町役場 本庁・支所 足利銀行 本店・支店(出張所) 栃木銀行 本店・支店(出張所) 福島銀行 本店・支店(出張所) 大田原信用金庫 本店・支店 白河信用金庫 本店・支店(出張所) 那須信用組合 本店・支店(出張所) 那須野農業協同組合本店・支店(出張所)	
領収日付印	
(町 保 管) 那 須 町	

2枚目

町 税

領 収 証 書

第 号	住(居)所 (所在地) 氏名(名称)
年度	
入 湯 税	様
年 月 分	
税 額	円
延 滞 金 額	
過 少 不 申告加算金額	
重加算金額	
合 計	
納 期 限	令和 年 月 日
摘 要	申 告、更 正、決 定
上記のとおり領収しました。	
領収日付印	
(納 入 者 保 管) 那 須 町	

※この領収証書は七ヶ年間保存願います。

記 入 例

町 税

納入書及び納入済通知書

第 777 号	住(居)所 (所在地) 氏名(名称)
令和 6 年度	那須町大字寺子丙3-13 那須温泉旅館(株) 代表取締役 那須町夫
入 湯 税	納
令和 8 年 5 月 分	
税 額	228,300 円
延 滞 金 額	
過 少 不 申告加算金額	
重加算金額	
合 計	228,300
納 期 限	令和 年 月 日
摘 要	申 告、更 正、決 定
納入場所 那須町役場 本庁・支所 足利銀行 本店・支店(出張所) 栃木銀行 本店・支店(出張所) 福島銀行 本店・支店(出張所) 大田原信用金庫 本店・支店 白河信用金庫 本店・支店(出張所) 那須信用組合 本店・支店(出張所) 那須野農業協同組合本店・支店(出張所)	
領収日付印	
(町 保 管) 那 須 町	

特別徴収義務者番号は、必ずご記入をお願いします。

記入不要

振込の場合は、
口座番号：足利銀行 黒田原支店（普通口座）口座番号 714
口座名義：ナスマチカイケイカンリシャ
那須町会計管理者 お願いします。

(3) 鉱泉浴場経営開始申告書

鉱泉浴場経営開始申告書

鉱泉浴場の経営を開始することになりましたので、那須町税条例第149条の規定により、次のとおり申告します。

年 月 日

那 須 町 長 様

特別徴収義務者
住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)

経営者の住所及び氏名又は名称	
施 設 の 所 在 地	那須町大字
施 設 の 名 称	
施設の代表者（管理人）の氏名	
経 営 の 内 容	
客 室 及 び 収 容 人 員	・客室 室 ・収容人員 名
施 設 の 電 話 番 号	
経 営 開 始 年 月 日	年 月 日

【添付書類】 ①温泉利用許可証の写し
②公衆浴場営業許可証の写し

(4) 鉾泉浴場経営変更届出書

鉾泉浴場經營變更届出書

鉱泉浴場の経営内容について、次のとおり変更になりましたので、那須町税条例第149条の規定により、次のとおり届出します。

年 月 日

那 須 町 長 様

特別徴収義務者（特徴番号）

住所(所在地)

氏 名 (名 称)

電話

経営変更（予定）年月日		年	月	日
区 分		変 更 前	変 更 後	
経営者	住所又は所在地			
	氏名及び名称			
	代 表 者			
鉾泉浴場施設の概要	所 在 地			
	名称（称号）			
	施設の代表者又は管理者			
	営 業 内 容			
	電 話 番 号			
	室 数			
	収 容 人 員			

【添付書類】 経営者が変更の場合は会社の登記簿謄本写し

※ 変更があったものについてのみ、記入してください。

(5) 鉱泉浴場経営廃止届出書

鉱泉浴場経営廃止届出書	
年 月 日	
那 須 町 長 様	
申請者 住 所	
氏 名	
電 話	
鉱泉浴場経営を廃止しますので、那須町税条例第 1 4 9 条の規定により下記のとおり届出します。	
1 特別徴収義務者	住 所 氏 名 (又は名称)
2 特別徴収指定番号	No _____
3 施設の所在地	那須町大字
4 廃止年月日	年 月 日
5 廃止の理由	

(6) 入湯税課税免除に係る申請書等

年 月 日				
那須町長 様				
入湯税特別徴収義務者				
住 所 _____				
名 称 _____				
電 話 _____				
入湯税免除申請書				
那須町税条例第 142 条 3 号の課税免除規定に該当するため、下記のとおり入湯税の免除申請をします。				
記				
(単位：人)				
期 日	日帰り	宿泊	合計	学 校 名

那須町入湯税課税免除に係る証明書

年 月 日

那須町長 様

学校の所在地 _____

学校名 _____

学校長 _____

電話番号 _____

下記の者は、那須町税条例第 142 条第 3 号に規定する、当該学校が主催する
修学旅行その他規則で定める学校行事に参加する者であることを証明します。

記

1 施設利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 活 動 内 容 行事名 _____

行事開催地 _____

3 課税免除を受
けようとする
入 湯 者 数 _____ 名

4 利用施設名称 _____